

大分県報

令和四年
第二八八号
三月四日

（金曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………一

告示 示

救急病院等の認定……………二

救急病院等の認定辞退……………二

解除予定保安林（二件）……………三

森林病害虫等防除法第三条第一項第四号の規定による地上散布を行う区域及び期間……………三

森林病害虫等防除法第三条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項……………四

道路区域の変更……………四

道路の供用開始（二件）……………四

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………五

労働委員会告示

大分県労働委員会あつせん員候補者……………六

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年三月四日

大分県病院局長 井上敏郎

令和四年三月四日

大分県病院局管理規程第一号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条」を「第二十八条」に改める。

附則に次の二項を加える。

（給料の調整額に関する特例措置）

26 条例第四条の規定により給料の調整を行う職は、第十六条の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる給料表が適用される職員のうち同表の中欄に掲げるものの占める職とし、当該職員の給料の調整額は、調整基本額に、その者に係る同表の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員にあつてはその額に就業規程第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、当該調整額は、職員が次の表の上欄に掲げる給料表が適用される職員のうち同表の中欄に掲げるものの占める職にある期間に限り、その者の給料月額に加えて支給するものとする。

給料表		職員	調整数
病院行政職給料表		社会福祉士	○・二五
		精神保健福祉士	
病院医療職給料表（二）		臨床心理士	一
		抗がん剤無菌調製業務従事者	
		細菌検査業務従事者及び診療放射線技術者	二・二五
		栄養士	
		臨床工学技士	○・二五
		理学療法士	
		作業療法士	
		言語聴覚士	

大分県報（病院局管理規程）

27 前項の調整基本額は、次の表の上欄に掲げる給料表が適用される職員及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じて、同表の下欄に掲げる額（その額が給料月額百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

病院医療職給料表(二)		病院行政職給料表										
		給料表										
		職務の級										
		調整基本額										
一級	八千五百円	一級	六千六百円									
二級	八千五百円	二級	八千五百円									
三級	九千六百円	三級	九千六百円									
四級	一万二百円	四級	一万二百円									
五級	一万六百元	五級	一万六百元									
六級	一万二千二百円	六級	一万二千二百円									
七級	一万二千二百円	七級	一万二千二百円									
八級	一万二千七百円	八級	一万二千七百円									
九級	一万四千三百円	九級	一万四千三百円									
一級	六千二百円	一級	六千二百円									
二級	八千円	二級	八千円									
三級	九千九百円	三級	九千九百円									
四級	九千七百円	四級	九千七百円									
五級	一万五百円	五級	一万五百円									
六級	一万三千三百円	六級	一万三千三百円									
七級	一万二千二百円	七級	一万二千二百円									
一級	八千九百円	一級	八千九百円									

病院医療職給料表(三)

助産師		看護師	
二級	九千四百円	二級	九千七百円
三級	九千七百円	三級	一万円
四級	一万円	四級	一万四百円
五級	一万四百円	五級	一万六千六百円
六級	一万六千六百円	六級	

附則

- 1 この規程は、公示の日から施行し、改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）は、令和四年二月一日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の大分県病院局職員の給与に関する規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

○ 告 示

大分県告示第九十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

令和四年三月四日

大分県知事 広瀬 勝貞

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 期 間
救急病院	河野脳神経外科病院	大分市大字森町字花ノ木通五〇九一	令三・一二・一から 令六・一一・三〇まで
救急病院	医療法人大分記念病院	大分市羽屋四丁目二番八号	令四・二・一から 令七・一・三一まで

大分県告示第九十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により、次の医療機関から救急病院の認定を辞退する旨の届出があった。
 令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

救急病院 ・救急診療所の別	名 称	所 在 地	辞退効力の発生日
救急病院	河野脳神経外科 病院	大分市森町西五丁目五番一号	令三・一一・三〇

大分県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
 令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定保安林の所在場所
 別府市大字別府字向ヶ平四三七一番一から四三三七一番四まで・四三三七一番九・四三三七一番一〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養かんよう
- 三 解除の理由
 指定理由の消滅
 （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
 令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定保安林の所在場所
 別府市大字別府字向ヶ平四三七一番一（次の図に示す部分に限る。）

令和四年三月四日

- 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養かんよう
- 三 解除の理由
 再生可能エネルギー発電用施設用地とするため
 （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに別府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第九十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。
 なお、当該区域内において松林を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。
 令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 区域及び期間
 1 区域
 佐伯市、杵築市及び国東市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森との共生推進室及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 期間
 令和四年四月一日から同年六月三十日まで
- 二 森林病虫害等の種類
 松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 四 命令をしようとする理由
 一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 五 その他必要な事項

大分県報（告示）

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- 3 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- 4 知事は、三の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

大分県告示第九十六号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

なお、当該区域内において伐採木等を所有する者で不服のあるものは、この告示の日から二週間以内、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 区域及び期間

1 区域

大分県全域

2 期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。）は、松くい虫を駆除した後でなければ、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動させてはならない。ただし、

森林害虫防除員が当該伐採木等を、当該伐採木等が所在する市町村の区域を越えて移動して駆除することが適当であると認められた場合を除く。

四 命令をしようとする理由

一の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

大分県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年三月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道五〇二号	豊後大野市清川町白尾字京塚一六三二番三から豊後大野市清川町白尾字古ヤゾ六四二番一六まで	前	一・二・六 メートル 九・九	一三三・〇
		後	一三・一 一〇・四	一三三・〇
		前	七二・四 一〇・九	四六・〇
		後	七四・〇 二一・〇	四六・〇
県道百枝浅瀬野津線	豊後大野市三重町上田原字谷一八五〇番八から豊後大野市三重町上田原字井立一八五一番六まで	前	七二・四 一〇・九	四六・〇
		後	七四・〇 二一・〇	四六・〇

大分県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道古江丸市尾線	佐伯市蒲江大字葛原浦字蒲ノ元四番一三二か ら 佐伯市蒲江大字丸市尾浦字日野浦一六四〇番 八三まで	令四・三・一二

大分県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和四年三月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道百枝浅瀬野津線	豊後大野市三重町上田原字谷一八五〇番八か ら 豊後大野市三重町上田原字井立一八五一番四 まで	令四・三・一〇

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和四年三月一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十百分の一

の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。
令和四年三月四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数 一九、〇八五人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二一九、二七六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三二、四一四人
別府市	三一、九二六人
中津市	二二、八五三人
日田市	一七、七五七人
佐伯市	一九、七七三人
臼杵市	一〇、七一六人
津久見市	四、八六〇人
竹田市	五、九九八人
豊後高田市	六、二一九人
杵築市	七、九六三人

令和四年三月四日

大分県報（告示・選管委告示）

